

議案第36号

八幡浜市職員の給与に関する条例及び八幡浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
標記条例を次のように制定する。

令和8年6月8日提出

八幡浜市長 大城一郎

記

八幡浜市職員の給与に関する条例及び八幡浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
(八幡浜市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 八幡浜市職員の給与に関する条例（平成17年条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。ただし、改正前の欄に掲げる規定で改正後の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後の欄に掲げる規定で改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加えるものとする。

改正後	改正前
<p>(通勤手当) 第8条 (略) 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、市長が規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（次項及び第6項において「運賃等相当額」という。） (2)・(3) (略) 3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったこと等により、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で市長が規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして市長が規則で定める住居を含む。）か</p>	<p>(通勤手当) 第8条 (略) 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、市長が規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（次項及び第5項において「運賃等相当額」という。） (2)・(3) (略) 3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったこと等により、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で市長が規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして市長が規則で定める住居を含む。）か</p>

らの通勤のため、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下第1号、次項及び第6項において「特急列車等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下第1号及び次項において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 特急列車等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、市長が規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額。（第6項において「特別料金等相当額」という。）

(2) (略)

4 (略)

5 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第9項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前3項の規定による額

6 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額、特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（特急列車等が2以上ある場合においては、その合計額）及び前項第1号に定める額の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、第2項から前項までの規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に該当支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

7・8 (略)

9 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を越えない範囲内で1箇月を単位として市長が規則で定める期間（自動車等及び駐車場等に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。

らの通勤のため、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下第1号、次項及び第5項において「特急列車等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下第1号及び次項において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 特急列車等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、市長が規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額。（第5項において「特別料金等相当額」という。）

(2) (略)

4 (略)

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（特急列車等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に該当支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前3項の規定による額

6 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額、特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（特急列車等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に該当支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

6・7 (略)

8 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を越えない範囲内で1箇月を単位として市長が規則で定める期間（自動車等及び駐車場等に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。

(八幡浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 八幡浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第55号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(通勤に係る費用弁償)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>2 前項に規定する通勤に係る費用弁償の額、支給日及び返納については、給与条例第8条第2項から第9項までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「通勤手当」とあるのは「通勤に係る費用弁償」と、同条第2項第2号中「育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「パートタイム会計年度任用職員」と読み替えるものとする。</p>	<p>(通勤に係る費用弁償)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>2 前項に規定する通勤に係る費用弁償の額、支給日及び返納については、給与条例第8条第2項から第8項までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「通勤手当」とあるのは「通勤に係る費用弁償」と、同条第2項第2号中「育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「パートタイム会計年度任用職員」と読み替えるものとする。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の八幡浜市職員の給与に関する条例（次項において「第1条改正後の条例」という。）の規定及び第2条の規定による改正後の八幡浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（次項において「第2条改正後の条例」という。）の規定は、令和8年4月1日から適用する。
- (給与の内払)
- 3 第1条改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の八幡浜市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。
- 4 第2条改正後の条例の規定を適用する場合においては、第2条の規定による改正前の八幡浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与及び費用弁償は、第2条改正後の条例の規定による給与及び費用弁償の内払とみなす。

提案理由

八幡浜市の職員の給与等を人事院勧告等に準じることに伴い、所要の改正を行うため。